

P F I 事業検証特別委員会調査報告書

【調査概要】

P F I (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、または同一価格でより上質のサービスを提供する手法のことである。P F I は、社会課題の解決と経済成長を同時に実現し、成長と分配の好循環を生み出すことに貢献するものであり、新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱になるとされている。

国においては、平成11年7月に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（通称：P F I 法）を制定するとともに、平成12年3月に、P F I の理念とその実現のための方法を示す民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針を策定し、P F I 事業の枠組みが設けられた。さらに、平成28年5月に、P P P / P F I 推進アクションプランを策定し、新たなビジネス機会の拡大、地域経済好循環の実現、公的負担の抑制等を図ることにより、経済・財政一体改革を推進するため、様々な分野の公共施設等の整備、運営において多様な P P P / P F I を活用することに資する施策の展開に取り組んでいる。また、令和6年6月に、10年間で具体化を狙う、事業件数10年ターゲットの上方修正及びP P P / P F I の活用領域の拡大の改定を行うなど、P P P / P F I のさらなる推進のために取組の強化を図っている。

本市においては、平成15年3月に、P F I 手法の導入に向けて岡崎市P F I 手法導入手引きを策定し、平成18年6月から、本市初のP F I 事業である岡崎げんき館整備運営事業を開始した。また、平成28年10月に、岡崎市P P P / P F I 手法導入優先的検討規程を制定するとともに、平成31年2月に、岡崎市公民連携取組方針を策定し、さらに、令和3年4月に施行された岡崎市総合政策指針において、P P P / P F I を含む公民連携による成長戦略の推進を基本方針に位置づけるなど、P F I 手法を含めた公民連携を積極的に推進するための体制を構築している。

このような状況の中、近年、P F I 事業においても物価高騰等の影響によるコスト増加など、課題が顕在化してきており、本市で実施しているP F I 事業の効果や課題の検証、今後のP F I 事業の在り方等を検討する必要性が生じてきた。

本市議会においては、P F I 事業における議会機能の活性化を図るため、令和5年12月に、P F I 事業に関する議決を要しない案件についても積極的に議会報告を行うことを執行部に求めている。

これらを踏まえ、本委員会は令和6年11月にP F I 事業の検証に関する事項を付議事件として設置されて以来、次のとおり調査・研究を重ねてきた。

- ・令和7年1月 委員会の今後の取組について協議した。

- ・令和7年2月 P F I 事業について説明を受け、質疑応答を行った。
委員会の今後の取組について協議した。
- ・令和7年4月 委員会の今後の取組について協議した。
- ・令和7年5月 P F I 事業の取組について、京都府京都市及び福岡県福岡市を調査した。

【まとめ】

1 これらの調査・研究を踏まえ、各委員から出された意見は次のとおりである。

(1) 事業評価について

- ・モニタリングの結果を議会に報告する頻度、事後評価実施のルール、そして事後評価の結果を以後の P F I 手法導入の検討時に生かす仕組みなど、本市としてのルールを決める必要がある。
- ・モニタリングについては、実施計画書を作成し、サービス水準や設計、建設に関すること、要求水準を満たす公共サービスが提供されているか、また財務状況などを定期的に細かく調査されたい。
- ・事業ごとにモニタリングの実施状況を市民に公開するなど、透明性のある取組をされたい。
- ・詳細な事後評価を行い、ノウハウの蓄積に資する内容とするとともに、事後評価報告書を市民に広く公表されたい。
- ・モニタリングの結果、課題があった場合には、行政から事業者に対して改善勧告を行い、その後、課題解決に至ったのかを公表されたい。
- ・財務内容のモニタリングを実施し、公表されたい。

(2) 庁内の体制整備について

- ・企画課による事業担当部署への支援体制、事業者の選定、設計・建設・管理運営・財務状況の定期的なモニタリング、事業破綻時の取扱い、これまでのモニタリングを生かした事後評価という一連の仕組みづくりを構築されたい。
- ・P F I 方式の効果を最大化しつつ、行政としての役割と責任を明確化するためにも、政策部門（総合政策部）と所管部門との役割分担、担当範囲、責任区分を整理し、統一的なガイドラインの整備をされたい。
- ・政策担当部署は、所管部署に対し、事業手法の検討支援やモニタリングへの技術的支援など、側面から寄り添う形で事業支援をされたい。
- ・所管部署が事業手法の検討から、サウンディング調査、V F Mの算定、手法の決定、入札まで行い、初めから最後まで責任を持つことは、人材育成の面で大変重要である。
- ・マニュアルの整備により所管部門の実施能力を向上されたい。

- ・財務部を軸とした庁内支援体制を構築されたい。
- ・契約手法のノウハウの継承ができる体制の整備が重要である。
- ・モニタリング調査などは、技術職員がチェックできるようリスト化することでノウハウの蓄積をされたい。

(3) 議会への報告の在り方について

- ・市の方針等において、議会等へ何を公開するかなどを明文化するとともに、議会の求めに応じて情報を提供するなど、さらに事業の透明性を高めるべきと考える。
- ・手引等において、議会への報告を一つの業務として明記されたい。
- ・P F I 手法採用の可否を検討する際に、指定管理者制度を採用する場合や直営で行う場合などと比較した資料を議会に提出するなど、分かりやすい形で確認できるようにされたい。
- ・契約金額の変更があった場合、金額の内訳を議会に対して情報提供されたい。
- ・各事業の決算について、全体の額だけでなく、建設費、運営・維持管理費など、詳細な状況を報告されたい。

(4) P F I 事業の導入・継続における考え方について

- ・将来的にP F I による実施の可能性がある事業と、具体的にP F I の実施に向けた調査、検討を行うことが決まった事業をリスト化して公表されたい。
- ・V F M等の評価指標を含めた事業選定基準を明確にされたい。
- ・導入目的・意義の可視化により説明責任の強化をされたい。
- ・岡崎市公共施設等総合管理計画に記されている市内の公共施設の総量と今後の費用増加の関係性に十分注意されたい。
- ・地場企業にP F I を知ってもらう機会をつくり、P F I への理解、参入を促進されたい。
- ・市内中小企業の受注機会の増大に取り組まれたい。
- ・地元企業優先調達条例の目的に鑑みて、地元企業が参入しやすい仕組みづくりをされたい。
- ・費用の支払いについて、その時々において最適な支払い方法を見極められるよう、他自治体の状況を研究されたい。
- ・導入までの審議内容、モニタリングの標準化及び財政面への影響評価などの透明性を上げる必要がある。
- ・市職員がしっかりとP F I 事業のメリット、デメリットを直視し、事業の終了を迎える公共施設については市民の目線で事業継続の可否を決定されたい。
- ・事業契約が満期となる数年前から今後の事業運営について検討されたい。

- ・ P F I 事業は長期となり、様々な課題が出てくると思われるが、その時々への対処だけでなく、先を見据えた話合いも大切である。

2 上記1の各委員から出された意見を踏まえ、委員共通の意見を本委員会の提言として次のとおり取りまとめた。

(1) 事業評価について

- ・ モニタリングをより詳細に実施し、その状況を市民に公開されたい。特に、財務状況については、プロジェクト全体で適切な監視体制を確保されたい。

(2) 庁内の体制整備について

- ・ P F I 手法に関するノウハウを継承できる体制を整備し、持続的な運営を支える基盤を確立されたい。
- ・ 所管部門が事業手法の検討から決定、事業の実施などに対して一貫して責任を持つことにより、人材育成を促進し、組織全体の能力を向上されたい。そして、政策部門は所管部門に対して側面から寄り添う形で事業支援をされたい。

(3) 議会への報告の在り方について

- ・ 市の方針等において、議会へ報告を行う段階及び内容を明文化するとともに、議会の求めに応じて情報提供を行うなど、さらに事業の透明性を高める対応をされたい。
- ・ 議会での審査を円滑に実施するため、事業手法を検討する際の審議状況、モニタリングの実施状況、決算状況などについて、より詳細かつ明瞭な報告をされたい。

(4) P F I 事業の導入・継続における考え方について

- ・ 事業ごとに手法の選定及び継続における評価指標を含めた基準を明確にし、公表されたい。
- ・ 財政面への影響評価をより充実させ、これまで以上にサービス品質の担保、コストの透明性及び将来のリスク管理を図られたい。
- ・ 事業費用の支払いについて、他自治体の状況を研究するなど、状況に応じて最適な支払い方法を見極められるようにされたい。
- ・ P F I 手法での事業期間終了後の運営については、早期から今後の検討を行って事業継続の可否を決定されたい。

以上をもって、本委員会の1年間の調査報告とする。

なお、市においては、上記2で取りまとめた委員会の提言について、積極的に取り

組まれることを強く要望する。